

## 令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風間浦村補助金等の交付に関する規則（平成3年風間浦村規則第2号）に定めるもののほか、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、省エネルギー性能の高いエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）又はクーラーを購入、設置した際の費用の一部を補助することで、温室効果ガス排出量の削減及び熱中症予防対策の推進並びに村民の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象家電及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる家電（以下「対象家電」という。）、要件及び当該製品等に係る補助金の額は、別表第1に定めるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降、対象家電を自ら購入し、村内の自らが居住する住宅に新たに設置、若しくは既設の家電等から同種の対象家電に買い換えて設置するもの。
- (2) 対象家電を、令和9年1月31日までに購入、設置、実績報告が完了するもの。

2 補助金の交付は、対象家電1世帯1台とし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時点において、村の住民基本台帳に記載されており、かつ、居住していること。
- (2) 村税等の滞納がないこと。
- (3) 本人及び本人と同一世帯等に属する者が、令和6年度、令和7年度、令和8年度における風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金の交付決定を受けていないこと。
- (4) 風間浦村暴力団排除条例（平成23年9月16日風間浦村条例第12号）第2条に規定する者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと村長が認めた者でないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電の購入及び設置工事（買い換えの場合にあたっては、既存の家電の撤去及び処分も含

む。)の経費の合計額とする。

2 前項の規定に関わらず、対象者が自ら工事を行った場合は、工事に要した費用は対象経費としないこととする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

- (1) 見積書等(品番、型番、本体費用・設置費用等の内訳が記載されているもの)
- (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
- (3) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び村税等の完納状況を確認することができる。

3 村長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないとき、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和9年1月31日までに、対象家電を購入し、設置を完了させ、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出するものとする。

- (1) 対象家電の購入及び設置に要した費用の領収書等の写し
- (2) 設置場所住所のわかる書類の写し(納品書等)
- (3) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、村長に、補助金の請求を行うものとする。

- (1) 口座情報のわかるものの写し
- (2) その他、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定める耐用年数に相当する期間内において、対象家電を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あ

らかじめ風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りではない。

（村による調査）

第12条 村長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、対象家電の使用等に関する調査（対象家電の設置場所への入室等）を行うことができる。

2 交付決定者は、村長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

製品	要件	補助金額
エアコン	「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁）に掲載する最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル3つ星以上の性能であること。	補助対象経費の1/2の額（ただし、50,000円を上限とする）
	上記に該当しないもの	補助対象経費の1/2の額（ただし、30,000円を上限とする）
クーラー	「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁）に掲載する最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル3つ星以上の性能であること。	補助対象経費の1/2の額（ただし、50,000円を上限とする）
	上記に該当しないもの	補助対象経費の1/2の額（ただし、30,000円を上限とする）

## 備考

- 1 設置、撤去にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。



<補助金申請の同意・誓約事項>

同意・誓約する際にチェックをしてください。

- 私は、申請日時点で本村に住所を有し、かつ、その住所に所在する住居に居住しています。
- 住民基本台帳の確認及び村税等に関する納付状況等について、必要に応じて、照会・調査することに同意します。
- 対象商品は、村内の住居に設置します。
- 申請者及び申請者の同一世帯人について、過去にこの補助金の交付を受けていません。
- 村が補助事業の適正な実施のために設置確認等の調査の申し出があった場合は、村に協力します。
- 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部又は一部取消がなされた場合は、速やかに返還します。

<添付書類>

- (1) 見積書等（品番、型番、本体代・設置費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) その他、村長が必要と認める書類

第 年 月 日  
号

様

風間浦村長

令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金について、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1. 申請家電名 \_\_\_\_\_
2. 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

お問合せ先 風間浦村役場 課  
電話 ー

第 年 月 日  
号

様

風間浦村長

令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金について、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

お問合せ先 風間浦村役場 課  
電話 ー

年 月 日

風間浦村長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_

令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金の（エアコン・クーラー）の設置が完了したので、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1. 補助金の名称    | 令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金 |
| 2. 補助対象経費    | _____ 円                  |
| 3. 補助金交付決定額  | _____ 円                  |
| 4. 購 入 日     | _____ 年 月 日              |
| 5. 設 置 完 了 日 | _____ 年 月 日              |

<添付書類>

- (1) 対象家電の購入及び設置に要した費用の領収書等の写し
- (2) 設置場所住所のわかる書類の写し（納品書等）
- (3) その他、村長が必要と認める書類

第 年 月 日  
号

様

風間浦村長

令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金について、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を確定したので通知します。

記

1. 申請家電名 \_\_\_\_\_
2. 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

お問合せ先 風間浦村役場 課  
電話 \_\_\_\_\_

年 月 日

風間浦村長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金について、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

記

1. 申請家電名 \_\_\_\_\_

2. 補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

3. 振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 信漁連      その他（      ）						
支店名							
預金の種類	1 普通		2 当座				
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

<添付書類>

- (1) 口座情報のわかるものの写し（通帳の写し等）
- (2) その他、村長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

風間浦村長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_

風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、令和8年度風間浦村省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分の内容

(1) 処分する財産名及び品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2. 処分の理由

3. 添付書類